

府中市情報公開・個人情報保護審議会  
(平成19年度第1回)

1 日 時 平成19年4月24日(火) 午前10時から午前  
11時まで

2 場 所 府中駅北第2庁舎第2会議室

3 出席者

(1) 委員 山上義人(会長)、鹿島秀樹(職務代理者)、岩田  
正美、鎌田逸子、鈴木けい子、河内辰夫、和中信男、  
大森斉、松本良幸

(2) 市職員 福祉保健部次長 鎌田義恵  
福祉保健部高齢者支援課長補佐 新藤純也  
福祉保健部高齢者支援課医療係長 相馬修央  
福祉保健部地域福祉推進課長 鳥羽和子

(3) 事務局 総務部広報課長 関根昌一、  
同広聴担当主査 加藤康生、同主任 遠藤公巳明

4 議 題

- (1) 個人情報の収集に係る諮問について(審議事項)
- (2) 個人情報を取り扱う事務の変更について(報告事項)

5 議事要旨 別紙のとおり

府中市情報公開・個人情報保護審議会  
(平成19年度第1回) 議事要旨

(事務局) ただ今から、平成19年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。まず、広報課関根課長から、ごあいさつ申し上げます。

(広報課長) お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。今回は、外部組織とデータを直接やり取りすることで、審議会から答申をいただきたいと思えます。もう一点は、報告事項で個人情報を取り扱う事務の変更についてです。

(事務局) それでは、ここで、本審議会の会長からごあいさつをいただきたいと思えます。山上会長、よろしくお願いいたします。

(会長) 高度情報化社会と言われる現在、個人情報の保護は大変重要となっております。また、行政の情報を積極的に公開して透明性を高め、市民の更なる信頼を獲得していくことも強く求められているところです。

この府中市情報公開・個人情報保護審議会は、ご案内のとおり、条例の規定に基づき、情報公開・個人情報の保護に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、または意見を述べるための機関でございます。市民のニーズに応えていくためにも、皆さま、本年度もよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今から、平成19年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会を開催します。

なお、本日、北谷委員から、所用のため欠席とのご

連絡が入っております。

(事務局) ありがとうございます。事務局の方も4月1日の人事異動に伴い、メンバーの変更がございますので、お知らせいたします。平塚主査が異動し、後任は加藤主査でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、山上会長に議事の進行をお願いいたします。

(会長) それでは、議事の進行をさせていただきます。皆さんよろしく願いします。では、会議次第の「3議題」の「(1) 個人情報の収集に係る諮問について」を事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、ご説明いたします。今回は、「後期高齢者医療制度」創設に伴い、個人情報を処理するために、本市の電子計算組織と東京都後期高齢者医療広域連合の電子計算組織とを通信回線で結合することについて諮問するものです。諮問する理由につきまして、若干、説明させていただきます。「府中市個人情報の保護に関する条例」では、第15条第1項におきまして、個人情報を処理するために市の電子計算組織と国、他の地方公共団体その他市以外のものの電子計算組織との通信回線による結合を行ってはならないと定められております。通信回線で結合する場合は、第15条第1項第1号に定める事由、すなわち「法令等に定めがあるとき」に該当する必要があるがございます。これに該当しない場合は、本審議会に諮り、お認めいただくことができれば、個人情報の収集ができるという規定が、第15条第1項第2号に定められております。

本日の議題となっております「後期高齢者医療制度」の運営につきましては、第15条第1項第1号に定める事由にあてはまりませんので、本審議会に諮問

させていただくものです。

それでは、ここで、諮問書を読み上げさせていただきます。

(諮問書朗読)

それでは、引き続き、「後期高齢者医療制度」の運営にかかる事務を所管することとなります福祉保健部高齢者支援課の担当職員から、事業の内容や、電子計算組織を結合する理由などをご説明いたします。

(高齢者支援課) それでは、「後期高齢者医療制度に係る個人情報の提供」について、お配りしております資料1-2及び別添資料に基づきまして説明いたします。

はじめに、1の意見徴収の案件ですが、先ほど事務局から説明がございました電子計算組織の結合の制限についてでございます。

2の趣旨及び目的でございますが、別添資料1をご覧ください。

後期高齢者医療制度は、「高齢者の医療の確保に関する法律(第47条)」によって定められた、75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障害のある高齢者を対象にした、新たな医療制度であります。

現行の老人保健制度に替わり、全国一斉に、来年(平成20年)の4月より創設されるものでございます。

資料1-2にお戻りください。

制度の運営は、東京都の全ての市区町村で構成する「東京都後期高齢者医療広域連合」が資格管理、保険料の賦課、医療給付などを行い、府中市などの62の構成団体が、保険証の交付、保険料の徴収などをそれぞれ分担します。

そのため、高齢者医療確保法では、構成団体に対し、

広域連合へ被保険者に関する情報提供を義務付けてます。

なお、広域連合と区市町村の役割の詳細については、3に記載してございます。

4の対象者でございますが、府中市内の75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障害のある方は、平成19年4月1日現在 約17,900人でございます。

次ページをお開きください。

5の情報提供事項ですが、資格管理、保険料決定、医療給付に必要な被保険者及びその被保険者の属する世帯全員の情報でございます。

大きく4つに区分しますと、(1)住民・外国人登録情報、(2)老人保健情報、(3)所得・課税情報、(4)収納・給付情報でございます。

6の外部提供先ですが、これは先ほどご説明した広域連合でございます。高齡者医療確保法第48条に基づき、平成19年3月1日に設立された都内62市区町村で構成する地方自治法第291条の2に規定する特別地方公共団体でございます。

なお、所在地は、JR飯田橋駅から徒歩5分にある東京区政会館にございまして、広域連合で働く職員は、東京都及び構成団体から派遣されている地方公務員であります。

なお、別添資料2として、広域連合の発足の新聞記事を添付しております。

別添資料3をご覧ください。7の後期高齢者医療システムについてですが、広域連合及び府中市など構成団体は、平成19年度中に、それぞれの業務を処理するシステムを新規開発し、両システムを広域イーサネ

ットで接続した、ネットワークを形成いたします。

本市も、広域連合が示すシステム仕様に従い、後期高齢者医療システムの開発を進めているところでございます。

資料1-2にお戻りください。

7の(2)の、今回皆様に諮問しておりますシステム結合の必要性についてですが、この医療制度は、所在地が異なる広域連合と構成団体が、事務をそれぞれ分担し、運営するものでございます。

そのため、市役所に来庁された転入者に対し、保険証を即時交付するためには、広域連合のシステム内にある、資格管理、保険料賦課の情報を随時更新しておく必要があります。

たとえば、システムを結合せず、電子媒体での情報交換にすると、転入者に対し迅速な対応ができないだけでなく、人手を介し媒体を運搬するため、情報紛失などのリスクが高くなってしまいます。

以上のことから、市民サービスの低下を防ぎ、かつ安全性の面からも、広域連合と構成団体のシステムを回線結合することが最適であると考えております。

次ページをお開きください。

システム及びネットワークの概要は(3)のとおりですが、内容については、8の個人情報の保護対策と併せて説明いたします。

(4)の主な情報の流れですが、アの資格関係情報は、府中市の住基・所得情報が広域連合へ流れ、資格判定と決定をしたのち、その情報を基に、府中市が保険証を交付します。

イの保険料徴収情報は、府中市の住基・所得が広域連合へ流れ、賦課したのち、その情報を基に、府中市

で徴収方法を決定し、特別徴収つまり年金から保険料を天引きする場合は電子媒体により、年金保険者に情報を伝えます。また、個人払いである普通徴収の場合は、被保険者の自宅に通知書を郵送します。

最後に、8の個人情報の保護対策についてですが、具体的な対策を説明する前に、広域連合のセキュリティ対策の取組みについてご説明します。

後期高齢者医療システムは、東京都内の後期高齢者の個人情報など、重要でかつ多数取り扱うこととなるため、広域連合は「情報セキュリティ基本方針」のなかで、情報セキュリティ対策に積極的に取り組むことを宣言しております。また、4月1日には、広域連合の個人情報保護条例を策定しております。

今回のネットワークについては、広域連合と構成団体が、同基準のセキュリティレベルで対策を進めており、回線結合については、次のような方法により、個人情報の保護に努めます。

広域連合との結合は専用回線を使用し、送信する情報は暗号化する。

不正なアクセスを防ぐファイアウォールを、本市と広域連合のシステムにそれぞれ設ける。また、ウィルス対策ソフトを導入して、システム及びデータの保護を図る。

送受信を行う端末は、単独使用とし、既存の庁内ネットワークとは一切切り離す。

端末は盗難・紛失・不正利用を防ぐため、セキュリティワイヤーで固定する。アプリケーションソフトは、広域連合が配布、または指定するもの以外は禁止する。

広域連合システムは、高齢者支援課の医療業務担当者のみが利用可能とし、当該職員のユーザーID、パ

スワードで管理する。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(会長) では、説明が終わりましたので、「後期高齢者医療制度」運営に伴う、個人情報処理のための電子計算組織の通信回線による結合について、皆さんの方から、ご質問がありましたら、お願いします。

(委員) 問題なく行きそうですか。

(高齢者支援課) 初めて75歳以上の高齢者を独立させて、全国一斉に統一させて行うということで、それぞれ説明会を開いて不具合がないよう、セキュリティに注意しながら間違いがないように進めたいと考えています。

(委員) 情報を集めるという作業はどのような問題点があるのですか。

(高齢者支援課) この制度は国の大きな医療制度改革で行われるものあり、情報収集の作業や機械の仕様などの基本パターンは、国が方向性を示しています。本審議会に諮問するのは、元々市が持っているデータをどのように流すかというものです。

(委員) 住民の情報を聞かれなくてもこちらから送ることですか。

(高齢者支援課) 現在、老人保健医療制度を府中市自体で行っていますが、そこで収集している資料やデータの中で必要なものだけを送るということです。

(委員) 情報の提供事項とありますが、それは、広域連合が要請をするものですか。

(高齢者支援課) 広域連合が事務を行ううえで最低限必要なものを法令に基づき提供するということです。

(委員) 課税標準額とありますが、これは具体的に何を指すものですか。

(高齢者支援課) 課税標準額は、収入から必要経費を引いたもの



が、所得になり、さらに各種控除を引いたものが課税標準額になります。75歳以上の方の負担割合が違いますので、それを算定するための数字がこの課税標準額になります。

(委員) 情報提供に関しては、法令の定めがあるから、後は、出し方の問題で、どのような形で出すか意見を聞いて制度構築をしたいということですか。

(高齢者支援課) おっしゃるとおりです。法令上は回線を結合しなさいと書いてあるものではありません。

(委員) 情報提供しなさいというのは、システムの結合という手段をとらなくてはいけないということではなく、情報媒体を渡すという形をとってもかまわないということですね。回線結合を意図しているので、審議会の意見が必要なのですね。

(広報課長) 情報の受け渡しについて、26市の状況はどうなっているのですか。

(高齢者支援課) 回線結合を決定しているのは21市。検討中が1市。電子媒体を考えているのが3市。未定が1市です。

(委員) 単年度ごとに出てくる住基情報を、電子媒体で送って行く方法は、事務量として煩瑣だとは思えない。事務として即時性を求められていて、常にアクセスできる状態になっているのが必要なのですか。

(高齢者支援課) 高齢者の転入者の場合、速やかに負担割合を判断したうえで医療証を交付するためには、回線結合が市民サービスの点から適当と考えられます。

(委員) 今の、転入者の情報を府中から送る話ですが、転出した市町村から広域連合の方に、転出元と転出先の情報が来れば問題ないのではないですか。

(高齢者支援課) 広域連合同士(→都道府県をまたぐ場合)は、

回線で結ばれてはいません。(都道府県をまたがない) 広域連合内の住民の異動についても、各市町村の情報同士は実際には結ばれてはいません。変更があった場合、現段階で広域連合が想定しているシステムでは、抽出するのは、翌日以降になってしまいます。

(委員) それぞれの市町村が出した情報は、広域連合が持っていますね。広域連合内で各市町村同士の情報はやり取りしないのですか。

(高齢者支援課) 今の段階では、同じ広域連合内で異動した者について、前の市町村の情報に直接アクセスすることはできません。異動した者にアクセスできるのは、本市に転居したと登録されたときです。

(委員) 回線でダイレクトに結合するとどうしてそれが、クリアーになるのですか。現状では翌日でないと転出元の情報が来ないわけですから。

(高齢者支援課) 広域連合が想定しているシステムやしくみでは、すぐにデータがやり取りできる状態ではないですが、データがダイレクトにやり取りできるよう、広域連合に対して要望をしております。

(委員) とすると、電子媒体で行うとしてもデメリットは媒体の移動のために時間がかかるということですね。回線結合でも翌日以降ということになると、即時性が劣るという話とは別だと思えます。回線結合によって、もう少し市町村同士の情報が共有されているイメージだと思っていました。

(高齢者支援課) 回線結合のメリットを活かすためにも、市町村の方から広域連合に、即時性のある回線結合を進めてほしいと要望しております。(※注：この議論はあくまで同一の都道府県内、すなわち同一広域連合内で住民が異動した場合のものである。この場合、転出元で

も転出先でも同一の広域連合が保険者となるため、転出元の情報と転出先の情報の両方を突合し、齟齬がないことを確認する必要がある。この突合に時間を要するため、保険証の即日発行が不可能となっているということである。一方、都道府県をまたぐ異動の場合、広域連合は転入した市町村から送られてくる情報のみ確認すれば済むため、回線結合を行ってれば保険証の即日発行も可能となる)

(委員) 広域連合のところに市町村の情報が入り、処理されていくわけですね。

(高齢者支援課) 賦課徴収、資格管理等を広域連合が行うということなので、広域連合内を通して処理するということが原則になっています。

(会長) 他に、ご質問もないようですから、この辺で、皆様のご意見をお伺いしながら、本審議会としての意見をまとめていきたいと思えます。「後期高齢者医療制度」運営に伴う、個人情報処理のための電子計算組織の通信回線による結合について、認めることとしてよろしいでしょうか。皆様のご意見をお願いします。

(委員) 必要な情報を提供しなければいけないということが決められているなかで、より事故の少ない情報提供方法という説明ですのでよろしいと思えます。あとは、せっかく回線結合を行うのですから、そのメリットを発揮できるよう、広域連合内で市町村間のデータをダイレクトにやり取りできるようにしてもらいたいところです。

(会長) これまでのところ、認めるとの意見が多いようですので、本審議会として、「後期高齢者医療制度」運営に伴う、個人情報処理のための電子計算組織の通

信回線による結合について、認めることとしてよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

(「異議なし」)

それでは、異議がないようですので、本審議会としては、「後期高齢者医療制度」運営に伴う、個人情報を処理するための電子計算組織の通信回線による結合について、認めることといたします。広域連合内で市町村間のデータをダイレクトにやり取りすべきとのことご意見は、付帯意見としたいと思います。本審議会から市長に提出する答申書は、後日、私が文面を確認させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(会 長) 次に、会議次第の「(2) 個人情報を取り扱う事務の変更について」を事務局からご説明いただきたいと思ひます。

(事務局) それでは、説明させていただきます。これは、府中市個人情報の保護に関する条例第9条第4項の規定により、個人情報を取り扱う業務の変更内容をご報告するものです。

今回ご報告するのは、「府中市高齢者福祉電話事業」でございます。当該事業の一つとして、「府中市高齢者電話訪問事業」を昭和60年10月から実施し、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の孤独感の解消、安否確認を図ってきたところでございますが、対象者を高齢者福祉電話対象者に限定していたため、高齢者の増加傾向に反し年々利用者は横ばいあるいは減少傾向にございました。これまで代替措置がなかったため継続してまいりましたが、今年度から社会福祉協議会が対象を拡大して「高齢者電話訪問事業」を実施することとなりましたので、福祉電話事業全体のうち、電話

訪問部分を廃止するものです。

(会 長) では、「(2) 個人情報を取り扱う事務の変更について」、の説明が終わりましたので、どなたかご質問がありましたらお願いします。

(委 員) 過去の対象者はどのくらいの件数があったのですか  
(地域福祉推進課) 18年度は22人です。近所に肉親がいなく、非課税世帯である等の条件がありますので、年々少なくなってきました。

(委 員) この後は社会福祉協議会が負担していくのですか。

(地域福祉推進課) 今までの対象者だけでなく、民生委員さんや地域の在宅介護支援センターなどからの情報を得て、この事業の必要な方に広く発展的な形でやって行こうと考えております。

(会 長) では、他に、ご質問もないようですので、今回の「議題」につきましては、終了させていただきます。

(会 長) では、4の「その他」につきましては、事務局からお願いいたします。

(事 務 局) それでは、会議次第の4の「その他」ですが、会議終了後に委任状を回収いたしますので、事務局の者にお渡しくださいますようお願いいたします。次回の日程ですが、本年の7月頃の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(広報課長) 委員の皆様、本日は、長時間に渡り、大変、お疲れさまでした。これをもちまして、平成19年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会を終了させていただきます。

(了)